平 27.7.2 総 13 - 5

説 明 資 料

経済社会の構造変化 ~経済循環の変化~

> 平成 27 年 7 月 2 日(木) 財務省・総務省

経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)①

第3章「経済・財政一体改革」の取組一「経済・財政再生計画」

2. 計画の基本的考え方

(歳入改革)

経済再生に寄与する観点から、現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。また、i)低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、ii)働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、iii)世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行うこととし、政府税制調査会を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手する。

経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)②

- 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題
- [5]歳入改革、資産・債務の圧縮
- (1)歳入改革
- ② 税制の構造改革

(基本的考え方)

人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。特に、i)夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ji)格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す。

このため、以下の基本方針を踏まえ、具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、税制の見直しを計画期間中、できるだけ早期に行う。その際、**今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う。**

経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)③

(改革の基本方針)

i)成長志向の法人税改革

現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

ii)低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し

・ 年齢ではなく経済力を重視する一方、成長の担い手である若い世代を含む低所得層に対しては、社会保障給付制度との整合性を勘案しつつ総合的な取組の中で、勤労意欲を高め、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点から税負担構造及び社会保険の負担・適用構造の見直しを進める。

iii)働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保

・ 女性の活躍推進・子ども子育て支援の観点等を踏まえつつ、多様化する働き方等への中立性・公平性をより高めるため、早期に取り組む。

iv)世代間・世代内の公平の確保等

- ・ 年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視しつつ、世代間・世代内の公平を確保する。
- ・ 資産格差が次世代における子女教育などの機会格差につながることを避ける必要があること、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中で遺産の社会還元といった観点が重要となっていること等を踏まえた見直しを行う。

v) 地域間の税源の偏在是正

・ 地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き税源の偏在性が 小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする 個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)(平成26年11月7日税制調査会)(抄)

5. さらなる個人所得課税の改革について

所得税・個人住民税の基本構造については、戦後のシャウプ勧告に基づき総合課税を軸として形作られ、1960年代に現行の基礎的な人的控除の体系が構築されたが、現在に至るまでその大枠は維持されてきた。他方、上述のように、人口減少やグローバル化など社会・経済の構造は大きく変化してきており、こうした構造変化に対応した抜本的な改革が必要となっている。

このような観点から、本レポートの検討課題にとどまらず、今後の所得税・個人住民税の体系のあり方 (総合課税を志向するのか、二元的所得税を志向するのか等)、働き方や所得の発生形態が多様化する中での所得区分・所得計算上の控除のあり方、起業形態が多様化する中での小規模事業に対する課税のあり方、世代間・世代内の公平性の確保のあり方、資本蓄積・成長の重要性が増す中での資本所得の課税のあり方等、所得税・個人住民税については、当調査会としてより深く検討を行うべき課題があると考えられる。

今後は、社会・経済の構造変化に関連する諸データの分析や有識者からのヒアリングを行い、社会・経済の構造変化の実像を改めて把握しながら、所得税・個人住民税のあり方について、幅広い観点から検討を進める必要がある。

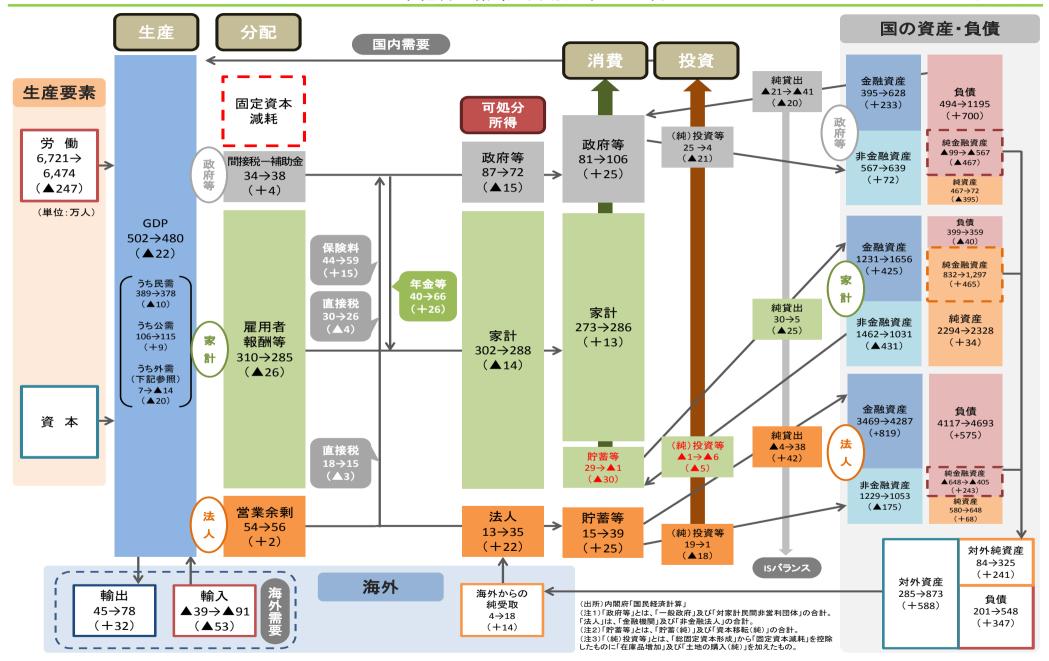
これまでの税制改革の取組と今後の方向性(主なもの)

		人口構造の変動(人口減少、勤労世代の割合の低下) グローバル化の進展 等		
	平成6年 (1994年) ~ (税制抜本改革)	平成10~24年 (1998~2012年)	平成24年 (2012年) ~	
消費税	○税率引上げ (3%→5%) 【H9年(1997年)】	○免税点の引下げ等の適正化 【H15年(2003年)】	<u>「社会保障・税一体改革」</u> の一環として税率引上げ。 5 %→8 % (H26.4月 (2014.4)) 8 %→1 0 % (H29.4月 (2017.4) 予定)	
法人課税		○税率引下げと課税ベースの拡大 (49.98→34.62%) 【H10/11年、15年、24年】 (1998/1999年、2003年、2012年)	企業の「稼ぐ力」の向上を後押しすべく、課税ベースの拡大 と併せて実効税率を3.29%引下げ(34.62⇒31.33%)。 引き続き、数年で実効税率を20%台まで引き下げる ことを目指し、 「成長志向の法人税改革」 を継続。	
個人所得 課税	○税率構造の累進緩和○諸控除の引上げ【H7年(1995年)】	・		
資産課税	○税率構造の累進緩和等 【H6年(1994年)】	○相続時精算課税制度の創設等 【H15年(2003年)】	・相続税の基礎控除の縮小等(H27.1月~) ・贈与税の非課税措置の充実・拡充(教育、結婚、住宅)	

BEPSへの対応に着手

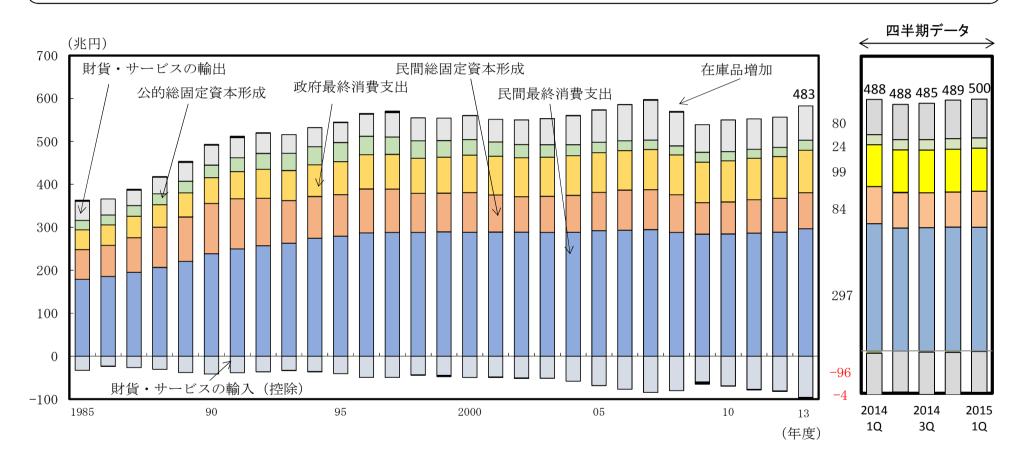
これまでの地方税制改革の取組と今後の方向性(主なもの)

	平成6年(1994年) ~ (税制抜本改革)	平成10~24年(1998~2012年)	平成24年(2012年)~
消費税	○地方消費税の創設 (消費税率換算 1%) 【H9年(1997年)】○消費譲与税の廃止【H9年(1997年)】		「社会保障・税一体改革」の一環として地方消費税率引上げ。 【 1 % →1.7% (H26.4月 (2014.4)) 1.7%→2.2% (H29.4月 (2017.4)予定)
法人課税		○法人事業税の外形標準課税の導入 【H16年(2004年)】○法人事業税の分割基準の見直し 【H17年(2005年)】○地方法人特別税・譲与税の創設 【H20年(2008年)】	・法人住民税法人税割の税率引下げ・地方法人 税の創設及び地方交付税原資化(H26.10月 (2014.10)~) ・地方法人特別税・譲与税の規模縮小(法人事 業税への復元)(H26.10月(2014.10)~) ・法人事業税所得割の税率引下げ、外形標準課 税(付加価値割、資本割)の拡大 (H27.4月(2015.4)、H28.4月(2016.4)~) ・引き続き、「成長志向の法人税改革」を継続。
個人所得課稅	○税率構造の累進緩和 ○諸控除の引上げ 【H7年(1995年)】	○配偶者特別控除の上乗せ廃止、年少 扶養控除の廃止など個別の見直し ○道府県民税配当割、株式等譲渡所得 割の創設 【H15年(2003年)】 ○税源移譲(所得税→個人住民税)、 所得割の10%比例税率化 【H19年(2007年)】	・給与所得控除の上限引下げ (H29年、H30年(2017、2018)~) ・個人所得課税改革に関する論点整理(第一次 レポート)(政府税調)
資産課税 (固定資産税等)	 ○宅地評価の均衡化・適正化 (7割評価の導入)【H6年(1994年)】 ○住宅用地特例の見直し【H6年(1994年)】 (小規模(1/4→1/6)、一般(1/2→1/3)) ○宅地の負担調整措置の見直し ・上昇幅抑制 【H6年・H9年(1994・1997年)】 ・負担水準の均衡化促進のため、負担水準の高い宅地に係る据置特例・課税標準の上限の導入【H9年(1997年)】 	○宅地の負担調整措置の見直し(上昇 幅抑制方法の見直し) 【H18年(2006年)】	・住宅用地に係る据置特例の段階的廃止 (90%~100% 【H24年・H25年(2012・2013年)】 廃止 【H26年(2014年)】



名目GDPの推移と構成

〇 名目GDPは、バブル崩壊以降横ばい傾向で推移する中、①民間消費は安定的に推移、②民間投資は減少傾向、③政府消費は増加傾向である一方政府投資は減少傾向、④純輸出は2011年度より赤字化している。なお、足下では名目GDPは増加傾向。



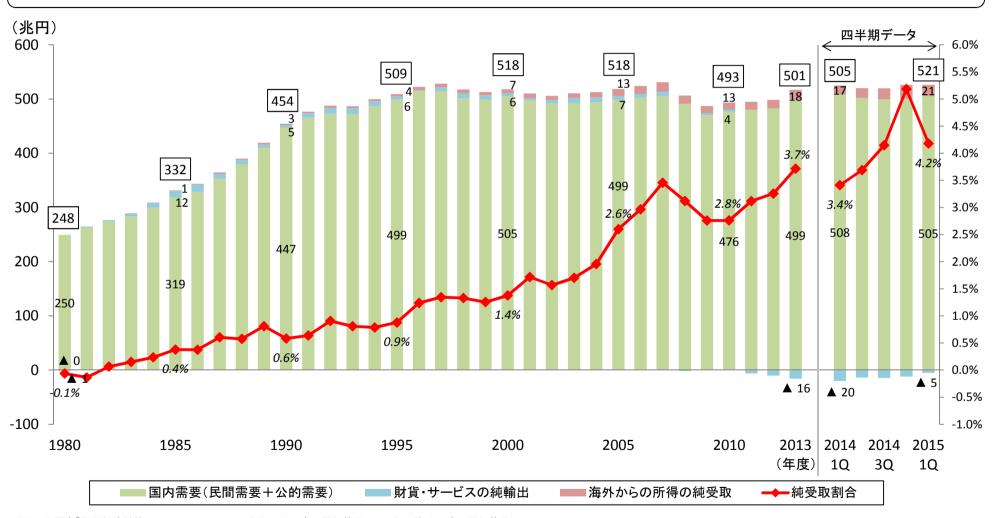
(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)より作成。四半期データは内閣府「国民経済計算」より作成。

⁽注1)国民経済計算のデータについては、93SNAベース。1993年までは平成12暦年基準、1993年以降は平成17暦年基準。

⁽注2)グラフ内の数値は名目GDPの数値。

国民総所得(GNI)の推移

○ 足元では純輸出が赤字化する中で、海外からの所得の純受取は増加しており、国民総所得(GNI)を下支え。

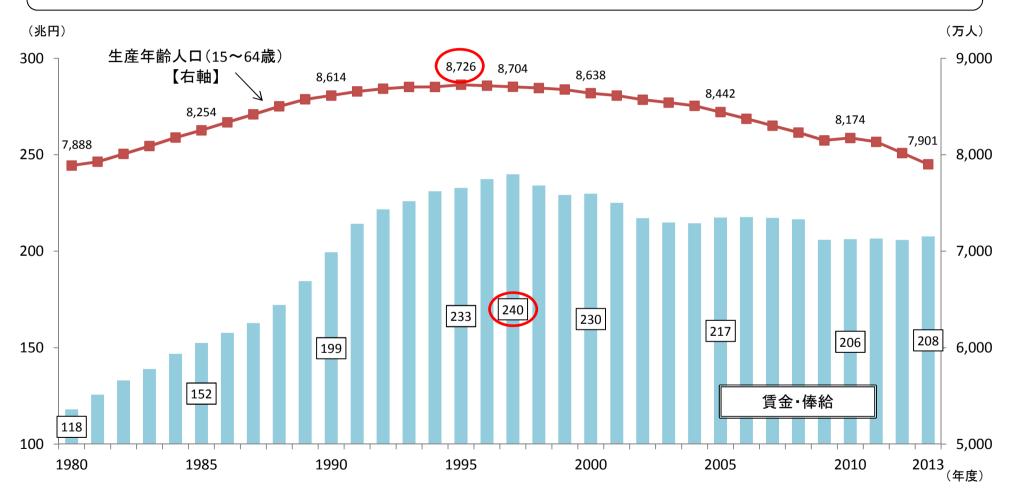


(出所)内閣府「国民経済計算」(93SNAベース、1993年までは平成12暦年基準、1993年以降は平成17暦年基準)

⁽注)「国民総所得」とは、国内総生産に海外からの所得の純受取を加算したもの。「純受取割合」は、海外からの所得の純受取を国内総生産で除したもの。

賃金・俸給の推移

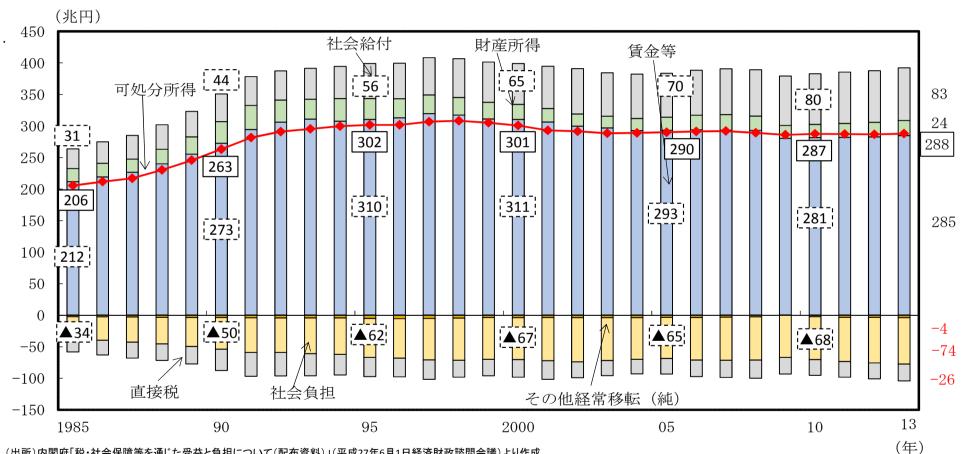
○ 生産年齢人口が減少する中、賃金・俸給は足下では増加しているものの、趨勢としては1990年代をピークに減少傾向。 (賃金・俸給:233→208兆円(▲10.8%)、生産年齢人口:8,726→7,901万人(▲9.5%)【1995年→2013年】)



(出所)内閣府「国民経済計算」(93SNAベース、1993年までは平成12暦年基準、1993年以降は平成17暦年基準)、総務省「人口推計」 (注)生産年齢人口は暦年値。

家計の可処分所得の推移

○ 賃金等の総額が低下する中、現役世代が負担する社会保険料を主な財源とする年金給付等(社会給付)が、家計の可処分所得を下支え。



(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)より作成。

⁽注1)内閣府「国民経済計算」により作成。

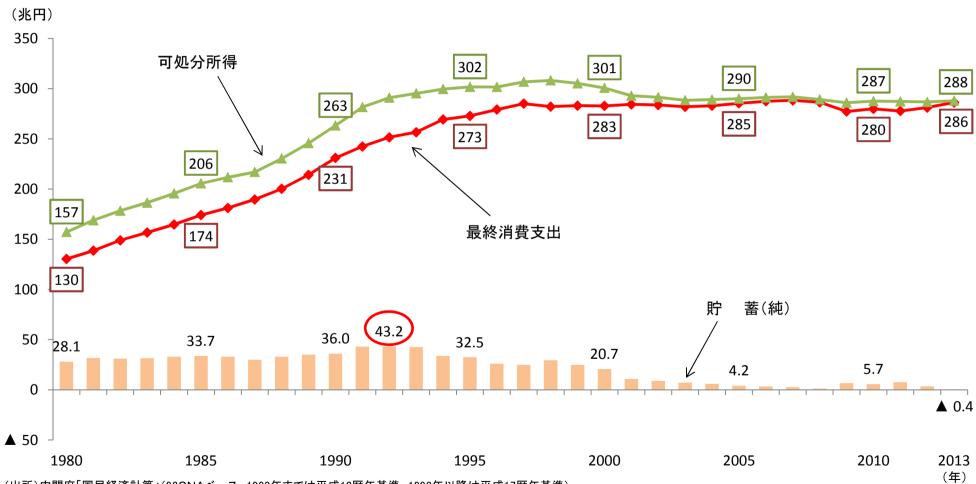
⁽注2)国民経済計算のデータについては、93SNAベース。1993年までは平成12暦年基準、1993年以降は平成17暦年基準。

⁽注3)各歴年末。個人企業含む。

⁽注4)「賃金等」とは、雇用者報酬と営業余剰・混合所得の合計。

家計の可処分所得と消費・貯蓄の推移

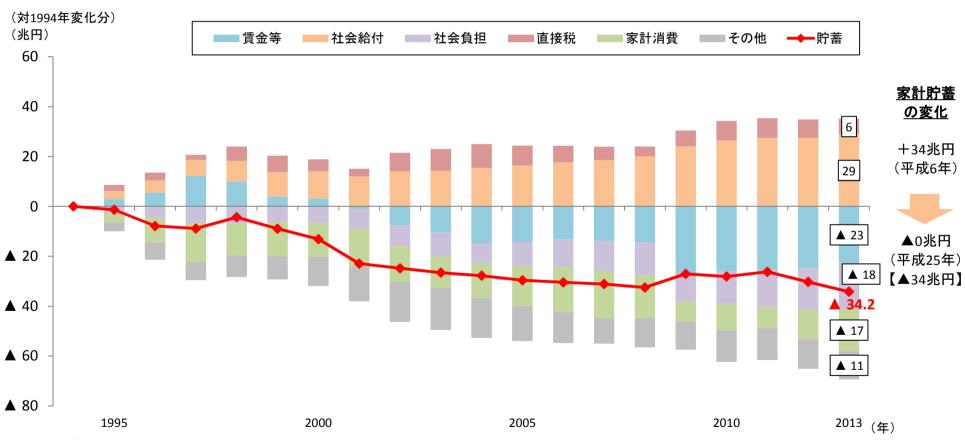
○ 1990年代後半以降、可処分所得は低下傾向にあるが、貯蓄の低下によって消費は横這いで推移。



(出所)内閣府「国民経済計算」(93SNAベース、1993年までは平成12暦年基準、1993年以降は平成17暦年基準) (注)「貯蓄(純)」は、「可処分所得」に「年金基金年金準備金の変動(受取)」を加えたものから、「最終消費支出」を控除したもの。

貯蓄の推移と要因分解

○ 人口減少・高齢化などを背景に、賃金等(雇用者報酬、営業余剰、混合所得の和)の低下、社会負担(保険料)の増加、消費の増加などが貯蓄の低下に寄与する一方、社会給付の増加と直接税の減少が貯蓄の増加に寄与しており、全体として貯蓄は1994年から34兆円減少(1994年:33.8→2013年:▲0.0兆円)。



(出所)内閣府「国民経済計算」

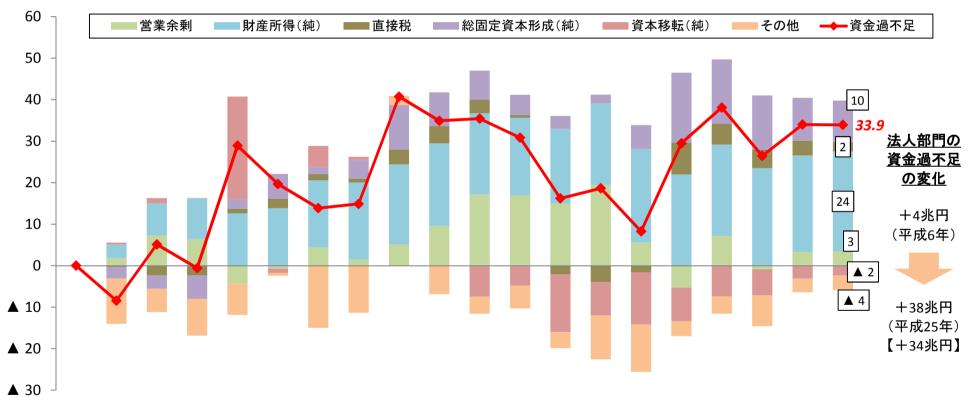
⁽注1)「賃金等」とは、雇用者報酬と営業余剰・混合所得の合計。

⁽注2)「その他」には、「財産所得」、「その他の経常移転」などを含む。

法人の資金過不足の推移と要因分解

○ 法人部門は、財産所得(純)の増加や総固定資本形成(設備投資)の減少(設備投資の減少によって手元資金は増加)などを背景に、資金余剰が継続。

(対1994年変化分 兆円)



1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 (年)

(出所)内閣府「国民経済計算」

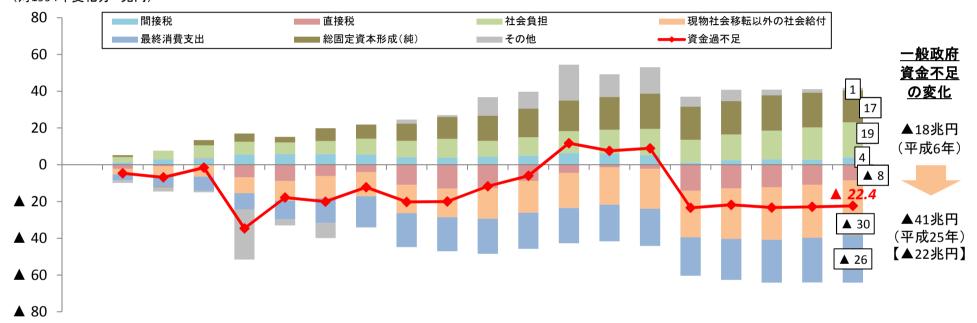
(注1)「その他」は、「帰属社会負担」「その他の経常移転」「無基金雇用者社会給付」「在庫品増加」「土地の購入(純)」を含む。

(注2)1998年については、日本国有鉄道清算事業団(非金融法人企業)から一般政府への債務承継が資本移転(受取)として計上されている。

一般政府部門の資金過不足の推移と要因分解

〇 一般政府部門(国、地方、社会保障基金)は、直接税の減少や政府支出(最終消費支出、現物社会移転以外の社会給付)の増加により、 慢性的な資金不足。平成6年と比較して、足下では資金不足が22兆円拡大。

(対1994年変化分 兆円)



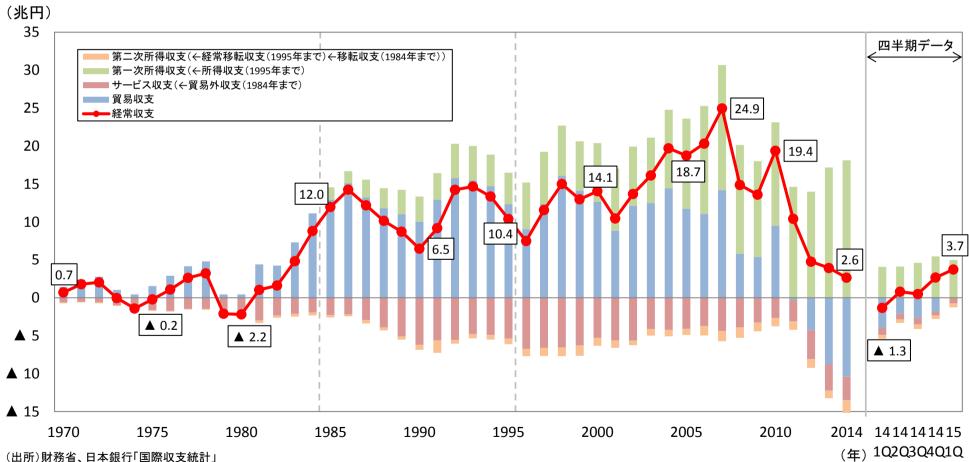
1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 (年)

(出所)内閣府「国民経済計算」(93SNAベース、平成17暦年基準)

- (注1)「その他 Iには、「補助金」「財産所得(純)」「その他の経常移転(純)」「資本移転(純)」「在庫品増加」「土地の購入(純)」が含まれる。
- (注2)1998年については、日本国有鉄道清算事業団(非金融法人企業)から一般政府への債務承継が資本移転(支払)として計上されている。
- (注3)2003年以降については、代行返上に伴う厚生年金基金(金融機関)から年金特別会計(旧厚生保険特別会計)(一般政府)への積立金の移管が資本移転(受取)として計上されている。
- (注4)2006年及び2007年については、財政融資資金特別会計(公的金融機関)から国債整理基金特別会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)として計上されている。
- (注5)2008年及び2009年については、財政投融資特別会計(公的金融機関)から国債整理基金特別会計(一般政府)及び一般会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)として計上されている。また、2009年については、一般会計(一般政府)による日本高速道路保有・債務返済機構(公的金融機関)からの債務承継が資本移転(支払)として計上されている。
- (注6)2009年~2011年については、財政投融資特別会計(公的金融機関)から一般会計(一般政府)への繰入れが資本移転(受取)として計上されている。
- (注7)2011年については、財政投融資特別会計(公的金融機関)から一般会計(一般政府)への繰入れ、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(公的非金融企業)から一般会計への国庫納付(約0.9兆円)及び高速道路保有・債務返済機構(公的金融機関)から一般会計への国庫納付が資本移転(受取)として計上されている。

経常収支の推移

- 〇 「経常収支」は「貿易収支」の赤字化に伴って、震災以降大幅に縮小。
- ○「サービス収支」は赤字が続いているが、近年は赤字幅が縮小傾向。
- 〇 「所得収支」は、特に2000年代から黒字幅が拡大している。



(注1)1984年以前の数値は、旧国際収支統計ベースのドル表示額を対米ドル円レートで換算したものであり、1985年以降の数値とは接続しない。

(注2)1985年及び1996年からを基準に、変更された収支計上方法に基づいて計算を行っているため、系列の直接的なつながりは途切れている。

(注3)2015年第1四半期は速報値。

(注4)四半期データについては季節調整済数値。